

別紙

負担限度額認定申請に係る預貯金等の確認書類について

申請日時点において、単身の場合は1000万円、夫婦の場合はあわせて2000万円を超える「預貯金等」の資産をお持ちの方は、本制度の対象外となります。また、負債がある方は預貯金等の額から差し引いて計算します。これらのことを確認するために下記の資料をご提出ください。

※配偶者(別世帯含む)がいる場合は、配偶者の資料も必要となります。

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(2ヶ所) ①銀行名・支店・口座番号・名義の記載ページ ②申請日時点から直近2ヶ月間の残高記載ページ ※年金受給者は年金受取口座について必ず提出してください。
有価証券、投資信託	①証券会社や銀行、信託銀行の口座の社名(銀行名)・支店・口座番号・名義の記載ページ ②申請日時点から直近2ヶ月間の残高記載ページ
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	①購入先の銀行等の銀行名・支店・口座番号・名義の記載ページ ②申請日時点から直近2ヶ月間の残高記載ページ
タンス預金(現金)	申請書に自己申告で金額を記入
負債(借入金・住宅ローン等)	借用証書などのコピー

※預貯金等に含まれないもの(資料の提出は必要ありません)

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
- ・絵画、骨董品、家財など

※虚偽の報告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。